



2019年3月29日

各 位

会 社 名 株式会社ソルクシーズ  
代 表 者 名 代表取締役社長 長尾 章  
(東証第一部・コード4284)  
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 金成 宏季  
TEL: 03-6722-5011 (代表)  
URL: <https://www.solxyz.co.jp>

## 新株予約権（有償ストックオプション）の消滅および特別利益の発生に関するお知らせ

下記のとおり、ソルクシーズ第3回新株予約権について、その全てが消滅することとなり、特別利益が発生いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

##### ソルクシーズ第3回新株予約権

(1) 取締役会決議日	2017年1月19日
(2) 新株予約権の権利行使期間	2017年2月24日から2024年2月23日まで
(3) 新株予約権の割当対象者	当社従業員
(4) 新株予約権の権利行使価格	1株当たり545円
(5) 発行した新株予約権の数	747個(74,700株)
(6) 3月29日現在の新株予約権の数	732個(73,200株)
(7) 消滅後の新株予約権の数	0個(0株)

#### 2. 新株予約権消滅の理由

当社が発行した上記新株予約権は、下記の「新株予約権の行使の条件」があり、この①を満たさなかったため、当該新株予約権のすべてが消滅するものであります。

##### 第3回新株予約権発行要項

#### 3. 新株予約権の内容

##### (6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書）における平成29年12月期から平成31年12月期の営業利益の合計額が21億円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。ただし、平成29年12月期から平成31年12月期のいずれかの期の

営業利益が、5億円を下回った場合、一切の本新株予約権を行使することはできない。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を喪失した日から1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い日に至るまでに限り、本新株予約権を行使することができる。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 3. 新株予約権の消滅日

2019年3月29日

### 4. 特別利益の内容

本新株予約権の消滅により、2019年12月期第1四半期において特別利益として新株予約権戻入益3,294千円を計上することとなります。

### 5. 今後の見通し

上記新株予約権の消滅による2019年12月期業績への影響は軽微であります。

以上